

(別記)

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費）\_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）\_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
①工作物に附属するものの取り外し	附属物取り外し工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
②本体、基礎及び基礎ぐいの取り壊し			
特定建設資材廃棄物	特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
	コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	アスファルト・コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	木材	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) ・分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地